

公益社団法人日本女医会 広告掲載基本方針

(趣旨) 第 1 条

この方針は、公益社団法人日本女医会（以下「日本女医会」という。）の機関誌その他発刊文書及びホームページに掲載する広告及び総会・講演会の会場で行う広告（以下、機関紙等広告という）の基本方針について定めるものである。

(有料広告の掲載目的) 第 2 条

- (1) 機関紙等広告掲載は、有料広告の掲載を行い財源確保の一助とすることに努める。
- (2) 有料の機関紙等広告掲載は、会員への情報提供及び厚生事業に寄与することを旨とする。

(広告の種類) 第 3 条

機関紙等広告掲載は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 日本女医会の公益性ならびに機関紙その他の発刊文書及びホームページまたは総会・講演会の公共性ならびに品位を損なうもの。
- (2) 法令または条例に反する、もしくは抵触するおそれのあるもの。
- (3) 公序良俗に反するおそれのあるもの。
- (4) 政治活動や宗教活動、意見広告や個人の宣伝にあたるもの。
- (5) 日本女医会が適当でないと認めるもの。

(広告の募集) 第 4 条

日本女医会は、機関紙等広告掲載の募集をホームページに掲載する。

(広告主として審査対象になるもの) 第 5 条

日本女医会の活動と相反する商品及びサービス等で、日本女医会推奨の誤解を与える可能性のある商品及びサービス等を営業の中心品目としている企業及び団体等、並びに社会通念上公益法人の協力相手として不適当と思われる企業及び団体等は、広告主となっただけでないことがある。本条に該当する場合は、広報担当理事が、広告主になっただけのことについて理事会に議事提案を行い、審議は理事の過半数をもって決定する。

(広告の掲載位置等) 第 6 条

機関紙等広告の掲載位置又は時期は、機関紙その他の発刊文書及びホームページ内又は講演・総会時の日本女医会が定める位置又は実施時間内とする。

(ホームページや動画等で行う広告の掲載) 第 7 条

広告媒体の特徴を勘案し、次の一定方法による広告内容は、企業のイメージや理念の公表及び社会的活動の紹介等を必ず含めるものとし、医業に関わるものでなくても、商品やサービスだけを特定した表示・説明・写真掲載・動画を使った広告を行わない。

- (1) 日本女医会のホームページから広告主のホームページへリンクを付ける広告

リンク先で最初に表示されるページは、広告主企業のトップページやイメージや理念の公表及び社会的活動の紹介等のページとする。

- (2) 日本女医会の総会及び講演会等の会場又はその動画配信において、広告主の動画配信又はプロモーション時間を設ける広告

広告主企業のイメージや理念の公表及び社会的活動の紹介等を含める内容とし、商品等の紹介又は販売促進に限った動画配信又はプロモーションを認めない。

(広告の申込) 第 8 条

広告掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）は、日本女医会指定の広告掲載申込書に必要事項を記入し、掲載内容又はデータ（テキストまたは画像・音声データ）とともに提出するものとする。

(広告掲載の決定) 第 9 条

前条により提出された申込に対して、日本女医会は審査のうえ掲載の可否を広告掲載決定通知、広告不掲載決定通知により掲載希望者に通知する。この審査は広報担当理事が行う。

(広告掲載料の決定) 第 10 条

- (1) 広告掲載料は、印刷物やホームページ又は講演を担当する理事において、掲載する分量・種類・広告の特徴又は掲載期間を考慮して決定する。
- (2) 日本女医会の賛助会員又は日本女医会の活動に賛同し協力をいただける広告主は、その賛助及び協力の範囲で広告料を免除することがある。

(広告掲載費の納入) 第 11 条

広告主は、日本女医会が定めた方法で納入期日までに広告掲載費用を納入すること。

(苦情等への対応) 第 12 条

機関紙等広告掲載を行うことにより、会員及び関係者から広告主や広告内容について苦情が寄せられる可能性があることから、広告媒体には必ず以下の内容を掲載し、責任の所在を明確にする。

(1) 広告主に対して

日本女医会は苦情等に関して一切の責任を負わないこと、苦情等については、広告主が責任を持って誠実な対応をすること等を広告掲載申込書に明記して周知徹底する。また、広告掲載申込書にその旨に合意したことを記載して確約させる。尚、広告に関する名称、住所、問合せ窓口部署、問合せ方法の明記を広告主に義務付ける。

(2) 会員及び関係者等に対して

会員以外が閲覧するホームページでは、必ず日本女医会は広告内容に関して、一切の責任を負わないこと、広告内容に関する問合せは、広告主にすることを明記するものとする。

(広告掲載の取消し) 第 13 条

日本女医会は、次の場合、適時機関紙等広告掲載を取り消すことができるものとする。その際の公告期間の残日数に対応する広告費については、取消の原因が広告主の責によるものと日本女医会が判断した場合は返金を行わない。

(1) 広告主の活動が閉鎖及び一部変更したとき。

(2) 広告主のホームページにリンク先を設定した場合、申込時より告主のホームページの内容が変更され、第 2 条に反していると日本女医会 が判断したとき。

(3) 掲載希望者日本女医会が指定する日までに、広告掲載データ等の提出がなかったとき。

(4) 掲載希望者が期日までに広告掲載料を支払わないとき。

(5) 掲載希望者から広告の取り下げ申請があったとき。

(6) その他、広告掲載が適切でないと判断したとき。

(損害賠償請求) 第 14 条

掲載された機関紙等広告により、日本女医会が損害を受けたと判断された場合、日本女医会は掲載主に対して損害賠償請求を行うことができる。

(その他) 第 15 条

その他この基本方針に関し不足する事項は、広報担当理事及び会長が決める。但し、この基本方針に改変の必要が生じたときは、理事会の決定により行う。

(附則) この規約は、令和 6 年 9 月 21 日より施行する。